

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第四六号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、裁判官のうち、判事の員数を三十人増加し千四百五十人に、判事補の員数を十五人増加し八百二十九人に、それぞれ改める。

二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を九人増加し、二万千六百七十三人に改める。

なお、施行期日に関し衆議院において修正がなされた。